

取扱嚴重注意

人件費等経費の見直しによる低炭素法の手数料の見直し

低炭素建築物 認定申請手数料【棟申請(非住宅部分)】

(単位:円)

区分 (面積)	現行 改正	【モデル建物法】 法第53条関係	
		(事前審査なし) 認定申請手数料	(事前審査あり) 評価機関等による 事前審査を経る場合
~ 300以下	現行	105,500	
	改正	105,600	
300 ~ 2,000以下	現行	176,500	
	改正	176,800	
2,000 ~ 5,000以下	現行	285,600	
	改正	286,100	
5,000 ~ 10,000以下	現行	372,900	
	改正	373,500	
10,000 ~ 25,000以下	現行	448,000	
	改正	448,700	
25,000 ~	現行	525,500	
	改正	526,400	

※変更認定は新規認定手数料の1/2 (100円未満は四捨五入)